

○宝塚市立中山台コミュニティセンター条例（抜粋）

（指定管理者の指定）

第18条 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、公募によることなく、コミュニティセンターの管理を行わせるに最適な法人その他の団体であると認めるものを候補者として選定し、指定管理者に指定するものとする。

2 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書にコミュニティセンターの管理に係る業務に関する事業計画書その他の規則で定める書類(以下「事業計画書等」という。)を添付して市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による候補者の選定に当たっては、次に掲げる事項を基準として、前項の規定により指定の申請を行ったものを総合的に審査するものとする。

- (1) 利用対象者の平等な利用を確保できるものであること。
- (2) 事業計画書等の内容がコミュニティセンターの効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られるものであること。
- (3) コミュニティセンターの管理を安定して行う能力を有していること。

○宝塚市立地域利用施設条例（抜粋）

（指定管理者の指定）

第17条 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、公募によることなく、地域利用施設の管理を行わせるに最適な法人その他の団体であると認めるものを候補者として選定し、指定管理者に指定するものとする。

2 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に地域利用施設の管理に係る業務に関する事業計画書その他の規則で定める書類(以下「事業計画書等」という。)を添付して市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による候補者の選定に当たっては、次に掲げる事項を基準として、前項の規定により指定の申請を行ったものを総合的に審査するものとする。

- (1) 利用対象者の平等な利用を確保できるものであること。
- (2) 事業計画書等の内容が地域利用施設の効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 地域利用施設の管理を安定して行う能力を有していること。

○宝塚市立末成集会所条例（抜粋）

（指定管理者の指定）

第17条 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、公募によることなく、集会所の管理を行わせるに最適な法人その他の団体であると認めるものを候補者として選定し、指定管理者に指定するものとする。

2 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に集会所の管理に係る業務に関する事業計画書その他の規則で定める書類(以下「事業計画書等」という。)を添付して市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による候補者の選定に当たっては、次に掲げる事項を基準として、前項の規定により指定の申請を行ったものを総合的に審査するものとする。

- (1) 利用対象者の平等な利用を確保できるものであること。
- (2) 事業計画書等の内容が集会所の効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 集会所の管理を安定して行う能力を有していること。

○宝塚市立共同利用施設条例（抜粋）

（指定管理者の指定）

第17条 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、公募によることなく、共同利用施設の管理を行わせるに最適な法人その他の団体であると認めるものを候補者として選定し、指定管理者に指定するものとする。

2 指定管理者の指定を受けようとする者は、申請書に共同利用施設の管理に係る業務に関する事業計画書その他の規則で定める書類(以下「事業計画書等」という。)を添付して市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による候補者の選定に当たっては、次に掲げる事項を基準として、前項の規定により指定の申請を行ったものを総合的に審査するものとする。

- (1) 利用対象者の平等な利用を確保できるものであること。
- (2) 事業計画書等の内容が共同利用施設の効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 共同利用施設の管理を安定して行う能力を有していること。